



相続人が海外居住者の場合、手続きはどうなる？

近年、**国際結婚**や**留学**などにより海外に居住する日本人が増えてきています。



よくある質問

相続人の中に海外居住者がいる場合、**相続手続**はどう進めればよいのでしょうか。



遺産分割協議書には、**相続人全員が署名及び実印による押印**をして**印鑑証明書**を添付します。

ところが

海外に在住していて日本に住所が無い方は、日本の市区町村役場で**印鑑証明書**を発行してもらうことができません。

印鑑証明書がなければ、押印が正式な物と証明できませんので、**遺産分割協議書は無効**になってしまいます！

対応策

印鑑証明書の代わりに、**本人の署名**に相違ないことの**所在地の日本領事館**等の発給した証明書（一般に「**署名証明書**」といいます。）を利用することができます。

具体的には、**遺産分割協議書を現地の日本領事館に持参し**、係官の前でサインをすることで発行してもらえます。

相続人の中に海外居住者がいる場合、通常とは異なる手続きが必要となるため注意が必要です。

相続についてのご相談はF&Partnersへ！

今週のお客様の声

依頼してよかった点は？

東京都 こまだ様

何人かで手回りが着り、かつ正確に手続きを行なって頂いたこと。

